

塩原時三郎研究：植民地朝鮮における皇民化教育の推進者

稲葉， 継雄
九州大学大学院人間環境学研究院国際教育環境学講座：教授：比較教育文化論

<https://doi.org/10.15017/956>

出版情報：大学院教育学研究紀要. 1, pp.185-208, 1999-03-31. 九州大学大学院人間環境学研究科発達・社会システム専攻教育学コース
バージョン：
権利関係：

塩原時三郎研究

——植民地朝鮮における皇民化教育の推進者——

稲葉 継 雄

はじめに

歴代朝鮮総督は8名9代を数えるが、このうち在任5年以上に及んだのは斎藤実(第3代 1919<大正8>年8月~1927<昭和2>年4月, 第5代 1929<昭和4>年8月~1931<昭和6>年6月, 計9年6ヶ月)・寺内正毅(初代 1910<明治43>年10月~1916<大正5>年10月, 6年)・南次郎(第7代 1936<昭和11>年8月~1942<昭和17>年5月, 5年9ヶ月)・宇垣一成(第6代 1931<昭和6>年6月~1936<昭和11>年8月, 5年2ヶ月)の4名である。つまり南総督は、任期の長さでは斎藤・寺内に次いで3番目であるが、今日の韓国では、「日帝治下の朝鮮民族にとって永遠に忘れられない、最も暴悪な総督だった」⁽¹⁾と評されている。それは、任期が日中戦争~太平洋戦争の時期に当たり、そのため神社参拝・「皇国臣民ノ誓詞」・創氏改名の強要、朝鮮教育令の改正、志願兵制・徴兵制の実施など皇国臣民化=朝鮮民族抹殺の政策を強行したからである。

しかし、これら一連の政策は、当然のことながら南総督個人の力によって遂行されたものではない。『南総督の朝鮮統治』の著者御手洗辰雄は、「総監(政務総監大野緑一郎—稲葉註)の外殖産局長穂積真六郎、警務局長三橋孝一郎、学務局長塩原時三郎、総力聯盟事務総長川岸文三郎中将等諸氏の輔翼は特に銘記さるべく、これらの一を欠くも南統治は恐らく全きを得なかつたであらう」⁽²⁾と記している。また、かつて総督府随一の法制通として知られた萩原彦三は、総督府における意思決定について、「総督の考え方でというのは語弊があるので、さいごの決定権が総督にあるということだけなのです。だから大体の仕事は、すべて下僚がやるのです。……(中略)…… 総督だつてそう何から何までこまかい所までわかるはずはありませんからね。大体局長がいいといえば良いというのが普通の役人のやり方です」⁽³⁾と語っている。

御手洗や萩原の言説からして、南総督時代の政策、なかんずく教育政策を解明するためには学務局長であった塩原時三郎の言動を追跡することが極めて有効であることがわかる。そこで本稿は、塩原の言動に焦点を当てつつ、いわゆる皇民化教育政策の実態に迫ろうとするものである。

ところで、皇民化政策の全体像や諸政策間の構造については、『朝鮮民衆と「皇民化」政策』(未来社 1985年)をはじめとする宮田節子の多くの労作がある。しかし、それはいずれも、教育史プロパーとして叙述されたものではない。本稿は、端的に言えば、宮田ら先達の先行研究の教育関係部分をより掘り下げることを狙いとする。

一. 塩原学務局長の誕生

塩原時三郎は、1896（明治29）年2月、長野県更級郡八幡村（現・更埴市）に生まれた。旧姓は和田、塩原姓となったのは1912（明治45）年のことである。名古屋の第八高等学校を経て1917（大正6）年、東京帝国大学法科大学独逸法律学科に入学、1920（大正9）年に卒業した。卒業と同時に通信省に入省、1923（大正12）年には貯金局内国為替課長、翌1924（大正13）年には静岡郵便局長となった。このように塩原は、日本「内地」において通信官僚としての地歩を固めつつあったが、1928（昭和3）年台湾に渡り、台湾総督府通信部庶務課長となった。これが、塩原と植民地との最初の出会である。しかし、台湾滞在は、結局1年に過ぎなかった。1929（昭和4）年、静岡郵便局長時代の縁で、請われて清水市長に就任したからである。

清水市長を1期で辞した塩原は、1932（昭和7）年2月、満州に渡った。満州では関東庁内務局地方課長、関東庁長官官房秘書課長、満州国国务院総務庁人事処長などを歴任したが、この間、関東軍司令官兼満州国駐劄特命全権大使であった南次郎の知遇を得、その後朝鮮総督となった南にスカウトされる形で朝鮮総督府入りすることとなったのである。

朝鮮総督としての南が塩原を総督秘書官に抜擢した直接の契機は、勿論、満州時代の塩原の仕事ぶりにあったであろう。その一例として塩原の伝記には、「彼はまた満州国と朝鮮及内地との人事の交流を図り、自ら折衝の為朝鮮総督府へ出かけて来たこともある。日満提携、満鮮一如を人事の面から実現しようと考へたのである」⁽⁴⁾という記述がある。

しかし、南と塩原を結び付ける思想的土壌は、その遥か以前からあった。塩原がまだ東大在学中であった1919（大正8）年、東大教授上杉慎吉を師と仰ぐ学生の一団が「興国同志会」を結成した。日本の国体には適合しない英米流の自由主義を一掃することがその目的であった。翌1920（大正9）年、興国同志会は、時の検事総長平沼騏一郎を総帥とする「国本社」へと改組され、その国粋主義思想運動も、学窓を出て社会的に展開されるようになったが、南も塩原も、この国本社の重要なメンバーであった。ふたりが思想的に共鳴する素地は充分にあったのである。

1936（昭和11）年8月5日、南次郎が第7代朝鮮総督に任命された。当時は、満州事変から5年を経て「内鮮一体」と「鮮満一如」がスローガンとされていた時期であり、朝鮮軍司令官（1929<昭和4>年8月～1930<昭和5>年12月）と関東軍司令官兼満州国駐劄特命全権大使（1934<昭和9>年12月～1936<昭和11>年2月）を歴任した南が、朝鮮総督の適任者と目されたのである。

ところで、総督の辞令を受けた南は、「総監には大野緑一郎を決定、外には秘書官塩原時三郎を任用しただけで、一切の人事は着任後として赴任を急いだ」⁽⁵⁾という。ここで南と大野の関係をみると、大野は、内務官僚として夙に令名があり、内務省地方局長や警視総監を経て1935（昭和10）年4月、関東軍顧問となった。大野を顧問に任命したのが、関東軍司令官たる南であった。そのころ大野は、五・一五事件の責任をとって警視総監を辞任し、浪人生活を余儀なくされていた。その大野を、南がいわば拾い上げたわけである。そのため大野は、関東軍顧問～関東局総長、さらには朝鮮総督府政務総監として南に忠節を尽くした。政務総監当時の大野の人物評は次のとおりである。

南に対する大野のかはらぬ忠節は、官界の一佳話で、大野の持味もこゝにある。南と云へば大分閥の巨頭で、同郷相結ぶこの閥内にあつて、外様格の彼が、高く買はれる所以も、その純情にある。南が二・二六事件の余波をうけて、軍司令官を引退したときも、南も、軍も、大野に留任を説いたが、つひに南と行を共にして内地に帰つた。その時、南が朝鮮総督に帰り咲くや、政務総監として孜々として助けてゐる⁽⁶⁾。

しかし、大野は、朝鮮総督府 No. 2 の地位にありながらも総督の黒子に徹した感があり、朝鮮統治の表舞台にはあまり登場しない。したがって本稿では、政務総監大野緑一郎にはこれ以上言及しない。

さて、総督秘書官塩原時三郎の人事に話を戻すと、「機構の都合上彼は総督秘書官として南に側近してゐた」⁽⁷⁾という。この「機構の都合」が具体的に何を指すか断定はできないが、ひとつ考えられるのは、当時の学務局長富永文一が1936（昭和11）年5月、すなわち南総督就任の僅か3ヶ月前に着任したばかりだったことである。富永は、「第2次朝鮮人初等教育機関普及拡充計画」（通称「朝鮮人初等教育倍加計画」）の推進など学務局長としてそれなりの業績を挙げつつあった。そのため、塩原を最初から学務局長のポストに就けることは、南総督としてもためらわれたであろう。

1936（昭和11）年8月15日、矢野義男と池田政鍔が総督秘書官を依願免となった。これが塩原を秘書官とするための措置であったか否かは明らかでないが、秘書官の空きポストができたことは事実である。その3日後の8月18日、塩原に「任朝鮮総督秘書官兼朝鮮総督府事務官」の辞令が発せられている。

1937（昭和12）年7月、総督府の大人事異動が行なわれ、その一環として7月3日、富永学務局長が依願退職、代わって塩原が学務局長心得を命ぜられた。塩原の人事は、朝鮮の官民を驚かせた異例の大抜擢であったという。それは、官制上局長は勅任官でなければならず、局長心得といえども、職務権限上は局長と同等と認識されていたからである。当時の塩原はまだ、勅任官となるには勤務年数が足りない奏任官であった。局長心得イコール局長の認識がいかに一般化していたかは、塩原学務局長心得の誕生直後に朝鮮教育会が、「この時に当り総督秘書官として本府行政の枢機に参せられ、徳望材幹共に吾等の敬仰措く能はざる塩原新学務局長を文教の枢首に迎ふると共に本会の副会長として嚮後御指導を仰ぐの光栄を荷ふに至つたことは寔に拊舞踊躍の至りに堪へざる所である」⁽⁸⁾という祝辞を呈していることから窺うことができる。「心得」の2字が取れ、塩原が正真正銘の学務局長となったのは、心得就任から5ヶ月後の1937（昭和12）年12月1日のことである。

上述した塩原の経歴からは教育者の片鱗は窺われないが、実は彼は、私塾「向上塾」「興東学舎」の経営者でもあった。『時代を作る男 塩原時三郎』の関連部分は次のとおりである。

私費を節して昭和九年新京に「向上塾」を開き、清水中学清水商業出身の青年を毎年五名位選抜して之に入塾させ、塩原自ら薫陶する外、識見ある知名の士を訪問して意見を聞かせたり、勤労奉仕をさせたりして、知行合一の訓練をした。さうしてこゝを出たものは多く満洲国の官吏として活躍してゐる。……（中略）…… 後この塾はその目的をあらはす「興東学舎」と改称し、塩原が朝鮮に転ず

ると共に京城に移し、同様の指導方針を続けて行つたが、彼の身辺次第に多忙を極めるに及んで一応中止するの已むなきに至つた⁽⁹⁾。

このように教育者でもあった塩原には、すでに学務局長（心得）となる以前から、教育政策担当の衝に当たるレディネスがあったといえよう。「塩原には朝鮮統治で最も大切な精神方面の指導、殊に教育を如何にすべきかについてはすでに抱負をもつて居り、それを其の部署に在る人に、実行させるつもりであつたらしいが、今自分が其の衝に当ることになつたので、早速ペンを執つて、南統治の意を体し僅か三十分かで三十箇條ばかりの教学刷新の案を書き上げ」⁽¹⁰⁾たという。

この引用にある「南統治の意」とは何か。そもそも南次郎は、朝鮮総督を拝命するやふたつの目標を定めた。朝鮮に天皇の行幸を仰ぐことと、朝鮮に徴兵制を布くことである。換言すれば、「行幸の仰げるような半島に仕上げる政治、徴兵の実施出来るような人心をつくり出す政治、それを南は在任中の目標と決めた」⁽¹¹⁾のである。この目標は、1937（昭和12）年1月、国体明徴・鮮満一如・教学振作・農工併進・庶政刷新の「朝鮮統治五大政綱」として公表され、同年5月、天皇への上奏を経て確定された。塩原は、このうち教学振作を担当することになったのであるが、それは、単に5大政綱のひとつであつたわけではない。教学振作を通じた朝鮮人の「皇国臣民化」が南総督による施政の出発点であり帰結点であつたことからすると、結局塩原は、南統治の最重要部署を担当したといふことができる。塩原は、「南の最高のブレーンであり、腹心であり、又同時に南統治の実質的な推進者でもあつた」⁽¹²⁾のである。

塩原が興国同志会～国本社に拠る国粋主義者であつたことは前述したが、朝鮮総督府学務局長（心得）としても民主主義・共産主義・民族主義への敵対心を露にしている。その発言は次のとおりである。

白人は此の世界的大勢の変化に非常に驚き、周章て出しまして、従来の野望たる世界征服の方法が武力的乃至政治的方法でありましたのを、経済的・思想的方法に改めたのであります。而して其の方法の一つとして生れたものはデモクラシーであり、共産主義でありまして、共産主義を実地に行つたのが露西亜でありますけれども英吉利のバードランド・ラッセルが言ひましたやうに、世界が悉く社会主義になつても、白人の有色人排斥は止まないであります。……（中略）…… 思ふに、白色人の犯し来つた世界征服の迷夢を事実にて清算させ、其の野望が彼等の有つ文明観念なり文化原理から出たものであるとすれば、我々は之を打破つて之に代るべき新しい文化原理を打建て、行かなければならないことは、我等東洋人に与へられた使命であります。之を為さなければ人類は救はれないのであります⁽¹³⁾。

私はよく朝鮮に於て思想上許すべからざる悪思想が二つあると申します。一つは何と申しまして共産主義、このことはもう御説明申上げる必要もないのであります。共産主義の我等の敵であることは極めて明瞭であります。もう一つ、時には味方のやうな顔をしてその実に於て敵であるところのも

ので、民族主義と称するところのものであります。この考はいろいろ半島人のためになるやうな態度をしながら、その実内鮮一体を妨げるところの思想であつて、従つて、半島の今後進むべき幸福への道を著しく阻害するところの悪思想であります。我々はこの思想に対して半島の敵であると宣言して憚らないのである。さうして又これを断乎として討つことに少しも遠慮はないのであります⁽¹⁴⁾。

また塩原は、東京帝大独法学科に学んだだけに学生時代からドイツにシンパシーをもっており、ナチスに心酔していた。学務課長（1939<昭和14>年1月～1940<昭和15>年9月）として塩原局長に仕えた八木信雄は、塩原を「大変なヒットラーの崇拜者、全体主義の礼賛者」⁽¹⁵⁾と評している。

このような思想に基づいて教学振作を推進した（そして、後に彼自身「半島のヒトラー」と呼ばれた）塩原は、朝鮮人の「皇国臣民化」を信じて疑わなかった。1937（昭和12）年11月の時点では、「内鮮人が同祖同根であるといふ点に就きましては、既に幾多の史実の証明する所であり、今日半島の住民と内地の住民との間に何等か相異なる点があるとすれば、其れは単に風俗の差と言語の差とであります。吾等は間もなくこの小さい溝を取り去ることが出来るであります⁽¹⁶⁾」、1938（昭和13）年5月には、「極めて露骨な言葉でいへば半島人は、中々皇国臣民になりませんよといふ人がある。この位間違つた、この位自信のない言葉はないと思ひます。そんなものではありません⁽¹⁷⁾」、1940（昭和15）年8月には、「内鮮融和は理想に非ず。理想は鮮人の日本化である。ところで鮮人の日本化は可能なりやと問はれるならば可能性はあると答へたい。その論拠は、骨格、血液型等の人類学、医学上の点から、気質の上から、又言語上ウラルアルタイ系に属すること、宗教上シヤーマニズムに属することから、一言にして云へば日本人を支那化したものが朝鮮人であるから、その支那化を剥がし元の日本人になすことである。斯く日本化は可能である。故に日本人にする教育をやる⁽¹⁸⁾」と述べている。

二. 塩原学務局長の活動

1. 「皇国臣民ノ誓詞」と皇国臣民体操

「皇国臣民ノ誓詞」は、1937（昭和12）年10月2日に制定された。しかし、その構想は、塩原の総督秘書官時代からあったようである。新聞記者として総督府の動きをつぶさに観察していた岡崎茂樹は、「この誓詞は、塩原がまだ学務局長とならぬ前から、南総督と意見を共にしてゐたといふことだ⁽¹⁹⁾」と述べている。文案具体化の時期はともあれ、「皇国臣民ノ誓詞」が塩原の発案によつたことは確実である。

そもそも「皇国臣民」という用語自体、岡崎によれば、「謂はば塩原の新造語であり、彼の炯眼を示すものである⁽²⁰⁾」という。ただ、1936（昭和11）年5月京城基督教連合会が、その発会に際して「……もつて皇国臣民として報国の誠を致さんことを期す」と決議しており⁽²¹⁾、1937（昭和12）年6月朝鮮軍が総督府に具申した意見書の中に「我等ハ皇国日本ノ臣民ナリ」という文言が見える⁽²²⁾ことから、「皇国臣民」が「塩原の新造語」と断ずることはできないが、これを朝鮮総督府の公式用語としたのが塩原であつたとはいえるであろう。

「皇国臣民ノ誓詞」が制定・公布された1937（昭和12）年10月は、後述するように朝鮮教育令の改正作業が、塩原の主導の下、学務局において鋭意進められていたところである。そしてこの誓詞は、結果的にみて「第3次朝鮮教育令」の3綱領（国体明徴・内鮮一体・忍苦鍛錬）を先取りしたものであった。すなわち、「一. 我等ハ皇国臣民ナリ 忠誠以テ君国ニ報ゼン（私共ハ大日本帝国ノ臣民デアリマス）」が国体明徴に、「二. 我等皇国臣民ハ互ニ信愛協力シ 以テ団結ヲ固クセン（私共ハ互ニ心ヲ合セテ天皇陛下ニ忠義ヲ尽シマス）」が内鮮一体に、「三. 我等皇国臣民ハ忍苦鍛錬力ヲ養ヒ 以テ皇道ヲ宣揚セン（私共ハ忍苦鍛錬シテ立派ナ強イ国民トナリマス）」が忍苦鍛錬に対応したのである。

参考までに、1939（昭和14）年秋、京城の朝鮮神宮境内に「皇国臣民誓詞之塔」が建立されたが、その設計者は朝倉文夫であった。南次郎の巢鴨手記に「予には三人の心から許した友があった。一人は中村吉右衛門氏で歌舞伎の名優である。一人は彫刻の大家朝倉文夫氏、一人は名力士双葉山である」⁽²³⁾とあるように、朝倉は南の親友であった。

皇国臣民体操は、総督府学務局の要請を受けた朝鮮体育協会によって、「皇国臣民ノ誓詞」とほぼ同時期に考案された。1937（昭和12）年10月8日、朝鮮総督府通牒として発表された「皇国臣民体操趣意書」によれば、その趣旨および目的は次のとおりである。

一. 趣 旨

古来武道ノ型ヲ範トシテ之ヲ体操化シ組織ノ上「皇国臣民体操」ヲ創定シ、一般ニ普及セシムルコトトセリ、右ハ古来日本精神ノ根幹ガ武道ニ依リ培ハレタル武士道ニ在ルヲ信ジ其ノ精神ヲ採リ剣ニ親シム者ト否トヲ問ハズ日常武道ノ型ニ親シムコトニ依リ心身ヲ鍛錬シ皇国臣民タルノ信念体得ニ資セシメンガ為ナリ

二. 目 的

教育体制ノ根本方針ハ皇国臣民ノ造成ヲ目的トスルニ在リ各学科目ヲ通ジ之ニ帰一セシムルニ在ルハ勿論ニシテ曩ニ学校体操教授要目ヲ改正相成タル主旨モ亦右ノ目的精神ニ出ヅルモノニシテ皇国臣民体操実施ニ当リテハ徒ニ技巧末節ニ捉ハルルコト無ク身体ノ錬成、精神ノ統一ヲ旨トシテ我国伝統ノ武道精神ノ体得ニ依リ皇国臣民タル気魂ノ涵養ニ努ムルト共ニ姿勢ノ端正、身体ノ強健ヲ図リ快活、剛毅、確固不拔ノ精神ト忍苦持久ノ体力トヲ養成センコトヲ期ス⁽²⁴⁾

皇国臣民体操は、一言でいえば、剣道の基本型を繰り返すことによって心身ともに強健な皇国臣民を養成することを狙いとし、「精神的には旺盛なる攻撃精神、肉体的には忍苦持久を特に強調して、実施に当つては流汗淋漓へとへとになるまで連続動作を課」⁽²⁵⁾した。換言すれば、皇国臣民体操は、上述3綱領の「動的体認の実践部面」⁽²⁶⁾であり、「皇国臣民ノ誓詞」と表裏一体のものであった。

「皇国臣民ノ誓詞」と皇国臣民体操は、朝鮮にのみ適用された。このことは、ここでいう「皇国臣民」が、その実朝鮮人のみを指したことを物語っている。

2. 陸軍特別志願兵制度

朝鮮総督府の『施政三十年史』において陸軍特別志願兵制度が、「第七期 南総督時代」の「第十五 教育」の項に記述されているように、志願兵制と教育改革がいわば込みで推進されたことは周知の事実である。両者は、いずれも朝鮮軍の強い要請を受けて実施された。そして塩原時三郎は、朝鮮教育令の改正をはじめとする教育改革は勿論、志願兵制の策定・施行にも積極的に関わったのである。

1937（昭和12）年7月2日、朝鮮軍は陸軍省に「朝鮮人志願兵制度ニ関スル意見」を提出した。その前月、陸軍省が朝鮮人の兵役問題についての意見を求めたのに対する回答であった。この後、朝鮮軍は、志願兵制を実施すること、その円滑な施行のため同時に教育行政の改革を行なうことを総督府に迫った。将来徴兵制の施行を念頭に置いている朝鮮軍にとって、朝鮮教育の現状は寒心に耐えぬものだったからである。ちなみに、「朝鮮人志願兵制度ニ関スル意見」が提出された5日後の7月7日、日中戦争が勃発している。

8月5日、総督南次郎・内務局長大竹十郎・警務局長三橋孝一郎・学務局長心得塩原時三郎・朝鮮軍参謀井原潤二郎が志願兵問題につき協議、制度の骨格が固まった。陸軍特別志願兵令が公布されたのは翌1938（昭和13）年の2月22日、第3次朝鮮教育令の公布に先立つこと10日であった。

『時代を作る男 塩原時三郎』の著者岡崎茂樹は、志願兵制度への塩原の関与を次のように評している。文中の「今」「今日」は1942（昭和17）年である。

志願兵制度は南統治の偉業であつたが、之を決するのに塩原の英断が如何に大きな役割を果してゐるか。もし極めて率直に因果関係を結びつけて、謂はば春秋の筆法をもつてすれば、今より五年前の半島に、南・塩原の結合なかりせば、志願兵の制度なく、従つて今日の徴兵制実施の宣言もなかつたであらう⁽²⁷⁾。

しかし、「南・塩原の結合なかりせば、志願兵の制度なく」というのは、岡崎一流の誇張であり、志願兵制度は、第一義的には朝鮮軍のイニシアティブによって生まれたとみるべきである。ただ、志願兵の訓練に当たった陸軍兵志願者訓練所は、間接的ながら学務局の所管であり（官制上は朝鮮総督府所属官署）、その初代所長は、学務局長たる塩原であった。その意味で、塩原の志願兵制度への関与が小さくなかったことは確かである。

志願兵制の実施からおおよそ1年を経た1939（昭和14）年6月7日、塩原は、志願兵制・徴兵制について次のように語っている。

志願兵制度が昨年から出来ましてあの数百人の青年が皇軍の中に入れて貰へるやうになつたといふことは何を意味するかと言へば、あの兵隊がはいつでも我が軍の純一無雑性を少しも妨げない、皇国臣民の組織する 陛下の軍隊たるの性質があれ等の者がはいつでもそのために少しも害せられない。純粋さが失はれない。害せられないとすれば出来るだけ多いところから採つて来た方がいゝのであります。従つてこれは内鮮を全く一体と認めてゐるところの証拠であります。その関門を既に越したの

でありますから、あとは志願兵制度だから悪いの、徴兵制度だからいゝの、乃至は悪いのといふやうな、兵隊を採る方法に関する問題にはさう重きを置かなくてもいゝ。入れて貰へないのではない入れて貰へるのであります。

またときに依れば志願兵制度にする方がいゝ或は徴兵的に採つた方がいゝといふこともある。併しかうした方法に関することは軍隊でお考へになることであつて我々がつべこべ口を出す必要はない。兵役といふ問題は既に解決されてゐる。あとは立派な皇国臣民である青年を養成して出来るだけ多く御採用願へればいゝ。我々はかういふ風に考へるのであります⁽²⁸⁾。

このように塩原の本音は、志願兵制・徴兵制の如何に拘らず「あとは立派な皇国臣民である青年を養成して出来るだけ多く御採用願へればいゝ」というところにあり、その一念で朝鮮の学校・社会における皇国臣民化に邁進したのである。ちなみに、朝鮮への徴兵制適用が閣議決定されたのは、塩原が朝鮮を離れた(1941<昭和16>年3月)後のことであり(1942<昭和17>年5月8日)、実際に徴兵令が施行されたのは1944(昭和19)年度からであった。

3. 第3次朝鮮教育令

第3次朝鮮教育令に向けての改正作業は、公式的には1937(昭和12)年7月1日の南総督と大谷拓相との会談(於東京)を始発点とする。しかし、すでにその前月、朝鮮軍が総督府に対して、「現行普通学校、高等普通学校ノ名称ヲ廃シテ小中学校ト合併シ、内鮮共学処置ヲ講スル」ことなどを具申している⁽²⁹⁾。南・大谷会談は、この具申を踏まえてのものであった。

7月2日、『京城日報』は、南・大谷の合意内容を1面トップで報道した。その見出しは、「内鮮学校名を統一し 中等学校の共学実施等 南総督と大谷拓相の意見一致か 茲一兩年中には実施の模様」であった。

7月3日、塩原時三郎が学務局長心得に任命され、総督府は、朝鮮教育令の改正へ向けて具体的に動き出した。『京城日報』の報道によれば「茲一兩年中には実施の模様」であったが、7月7日に日中戦争が勃発、そのため「先づ第一に改正の実施を昭和十三年四月の新学期よりと云ふ事に決定せられ、すべては之を基準として計画を進めなければならぬ」⁽³⁰⁾ことになった。

程なくして(恐らくは1937<昭和12>年8月)学務局は、「国民教育ニ対スル方策」というマル秘文書を作成している。その第二項「教育内容ノ改善、刷新」の内容は次のとおりである。

- (イ) 内鮮学校ノ名称統一ヲ図ルト共ニ之ガ教育内容ヲ刷新シ、国民教育ノ徹底ヲ期シ殊ニ朝鮮人ヲシテ日本国民タルノ自覚ヲ徹底セシムルコトヲシ、学校ニ於ケル朝鮮語ノ教授ハ逐次之ヲ廃止スル如ク措置スル方針ナリ
- (ロ) (イ)ノ趣旨ニ依リ教育令其ノ他附属法令ノ改正ヲ行ヒ、学科課程、教則、教材、教育法等ニ刷新改善ヲ図リ、概ネ昭和十三年四月ヨリ実施シ得ル如ク措置スル方針ナリ
- (ハ) 官立師範学校ヲ増設シ有資格教員ノ養成ヲ図ルト共ニ教員ノ再教育ニ関シテ特別ノ考慮ヲ払フ

方針ナリ⁽³¹⁾

これらの方針に基づいて昼夜兼行の作業が続けられた結果、新教育令・各学校規程とも、9月下旬には一応の学務局原案ができ上った。

10月に入って、これを審議するための「臨時教育審議委員会」に関する準備が進められ、10月22日、臨時教育審議委員会規程が發布された。その主要条文は次のとおりである。

第一条 朝鮮総督府ニ臨時教育審議委員会ヲ置ク

臨時教育審議委員会ハ朝鮮総督ノ諮問ニ応ジ朝鮮ニ於ケル教育ニ関スル重要ノ事項ヲ審議ス

第二条 臨時教育審議委員会ハ委員長及委員若干人ヲ以テ之ヲ組織ス

第三条 委員長ハ朝鮮総督府政務総監ヲ以テ之ニ充ツ

委員ハ朝鮮総督府部内高等官及学識経験アル者ノ中ヨリ朝鮮総督之ヲ命ジ又ハ囑託ス⁽³²⁾

ここで注目すべきは、第三条の「委員ハ朝鮮総督府部内高等官及学識経験アル者ノ中ヨリ」という部分である。1920（大正9）年12月、第2次朝鮮教育令案を審議するために組織された「臨時教育調査委員会」とは対照的だからである。臨時教育調査委員会には、委員23名中、文部省普通学務局長赤司鷹一郎・法制局参事官馬場鑓一・東京帝国大学教授姉崎正治・京都帝国大学教授小西重直・大蔵省参事官三土忠造・拓殖局次長後藤祐明・文部省宗教局長栗屋謙・貴族院議員沢柳政太郎・同鎌田栄吉・同江原素六・同永田秀次郎・法制局参事官山本犀蔵・早稲田大学学長平沼淑郎と13名の日本「内地」在住者が含まれており、同委員会は、三顧の礼をもって彼らを京城に招いて開催されたのである。

臨時教育審議委員会は、政務総監大野緑一郎を委員長として次の委員（当初は矢鍋永三郎を除く16名）から構成された。

内務局長	大竹 十郎
財務局長	水田 直昌（当初は林繁蔵）
殖産局長	穂積真六郎
農林局長	湯村辰二郎
学務局長心得	塩原時三郎
警務局長	三橋孝一郎
審議室首席事務官	山沢和三郎
京城帝国大学総長	速水 滉
高等法院長	小川 悌
朝鮮軍参謀長	久納 誠一
中枢院副議長	朴 泳孝
中枢院顧問	関 丙爽

京城師範学校長 渡辺 信治
有賀 光豊
韓 相龍
朴 栄喆
朝鮮金融組合連合会長 矢鍋永三郎

委員のうち大竹・塩原・三橋の3名は、前述したように1937（昭和12）年8月5日、志願兵制度の骨子を決めた会議にも出席しており、彼らと朝鮮軍の代表が、臨時教育審議委員会でも指導的役割を果たしたと思われる。なお、朝鮮軍の代表は、志願兵制度協議の際は参謀井原潤二郎であったが、臨時教育審議委員会には参謀長久納誠一自らが参加している。

同年11月8日、第1回臨時教育審議委員会が開催された。議案は、「内鮮人教育機関を統一すること」ただひとつであった。塩原は、その審議経過について次のように述べている。

議案の要領として教育機関統一の実施に關聯して当然攻究を要すべき学校の設立維持、生徒又は児童の共学或は教科書等の諸点に關しては小職より当局の腹案を述べ詳細な説明を加へたのであるが各委員よりも夫々貴重な質問や有意義な意見の開陳があり参考に資すべきもの少なく充分の審議を遂げられたのであるが孰れも当局の方針を充分諒解せられ議案に全幅の賛意を表され之が実行に關し絶大な支持を得たので之より直に制度改正に關する諸手續の進行に力めたいと思ふ⁽³³⁾。

臨時教育審議委員会が開かれたのは、結局この1回だけであった。ちなみに、第2次朝鮮教育令のための臨時教育調査委員会は、1921（大正10）年1月7～10日と同年5月2～5日の2回、延べ8日間にわたって開催されている。先にみた委員の構成といい、会議の日数といい、第3次朝鮮教育令の改正がいかに慌しく行なわれたかがわかる。

11月8日の臨時教育審議委員会をいわば通過儀礼として、11月末には学務局の最終的な朝鮮教育令改正案がまとまった。塩原は、12月から翌1938（昭和13）年の2月にかけて、学務局の部下を帯同して京城・東京間を往来しつつ拓務省・法制局・枢密院などとの折衝に当たった。第3次朝鮮教育令の公布が3月4日、小学校規程・中学校規程・高等女学校規程・師範学校規程の改正府令の発布が3月15日のことである。この間、学務課長として塩原を補佐した高尾甚造は、「振返つて見れば昨夏七月以来約九箇月塩原局長統率の下に学務局員一同は教育令の改正を唯一の目標として戮力一心奮闘を続けて来た訳である」⁽³⁴⁾と当時を回顧している。

塩原自身の、教育令改正に対する総括は次のとおりである。

半島二千三百万人の民草は悉く日本帝国の臣民である。又将来益々この点を深め、且つ固め成して、立派なる皇国臣民を育成するといふ方針に確定致したのでありまして、その結果として教育令の改正も決心せられたのであります。でありますからして、決してこれは民衆の要望があつたからやつたと

か、或は畜に民衆の款を求めるために行つたといふやうな意味は少しもないので、この教育令の改正になつた趣旨をよく掘下げて見れば、そこに将来の日本の往くべき一筋の道が明瞭に現はれて居るといふやうにお考を願ひたいのであります。……（中略）……教育の方針といふものは、この教育令改正の機会に大なる転換を致しまして、唯改正したといふことでなしに根本的に其の態度、その思想といふものを非常なる飛躍をせしめたものであります。謂はば全く革新せられたといつて差支へないのであります⁽³⁶⁾。

第3次朝鮮教育令は、従来の「忠良ナル国民」をさらにエスカレートさせた「皇国臣民」の育成を究極の目的とし、これを支える国体明徴・内鮮一体・忍苦鍛錬の3綱領は、小学校規程をはじめとする各学校規程において具体化された。したがって、時の学務局長たる塩原の意向は、新教育令・各学校規程の全般にわたって反映されているとみて差支えないが、資料的に塩原個人の意思決定であったことが裏付けられるのは次の2点である。

第1は、朝鮮語の随意科目化である。八木信雄は、「朝鮮教育令の改正を断行して朝鮮語の科目を必須科目から外してしまつた事実上の最高責任者は、当時の学務局長塩原時三郎氏（後、通信院総裁、故人）だつた⁽³⁶⁾」と語っている。

第2は、図画（美術）・唱歌（音楽）の重視である。これについては塩原自身、「兎に角芸術方面の教育も、強い皇国臣民を練成する、その錦上に花を副へるが如く我々の教育に於ては重視して居るといふ事をよく認識を願ひたいのであります⁽³⁷⁾」と述べている。

東大教授吉田熊次が、朝鮮の小学校規程と日本内地の小学校令を比較して、前者は、「我が国体に基づく家族的國家主義的社会観・人生観を背景とすることを明示する点に於て、小学校令第一条より遙に優れるもの⁽³⁸⁾」と評しているように、要するに第3次朝鮮教育令と各学校規程が目指した皇民化は、当時の内地におけるそれを上回るものだったのである。

1938（昭和13）年3月、第3次朝鮮教育令・各学校規程が公布されるや、塩原は活発な広報活動を展開した。「改正の精神の詳細については学務局長が各道を廻り、事務多端の際にも出来る限り出張して僅かの時間なりとも会合を煩してその趣旨のある所を敷衍⁽³⁹⁾したという。前述した塩原の教育令改正に対する総括（註35参照）は、その一環として同年5月12日、平壤で平安南道教職員に対して行なつた訓示の一部である。以下、これ以降の教育体制の変更をめぐる塩原の言動をいくつか紹介しておこう。

1938（昭和13）年の夏休み、朝鮮の各学校でも勤勞報國隊が組織された。これは、6月9日、日本政府が全国の学徒に対して、精神教育の一環として夏季休暇中勤勞作業に従事するよう指示したのを受けたものであるが、塩原は、朝鮮における勤勞報國隊運動を次のように「忍苦鍛錬」の延長線上に位置づけていた。

皇国臣民教育は皇国日本の重大なる歴史的使命を実現するに足る有為の皇国臣民を練成することがその目的でありまして、身体と精神とを総合的に陶冶し、不断の「忍苦鍛錬」に依つて、鞏固な鉄の

如き意志と、性格を有し、強力な実践力を具へた日本人を錬成することがその最も重要な任務であると考へられるのであります。

一昨年（1938<昭和13>年——稲葉註）以来夏季休暇を中心として行はれました学校生徒の勤労報国隊の運動は、朝鮮に於ける青年学徒を、正しき勤労観にまで訓育し、国家に対する奉公の精神を涵養すると共に、身体的、精神的鍛錬を通じて強い実行力を鍛錬せんとする目的を持つたものでありまして、青年学徒並びに教職員の努力に依て、労働を賤しむが如き一部の僻見を完全に克服し去りまして、勤労奉仕は現代青年に課せられたる最も名誉ある、最も高潔なる任務であるといふ意識が、最早決定的のものとなりましたことは、私の最も欣快に堪へない処であります⁽⁴⁰⁾。

1940（昭和15）年3月、中等学校入学者選抜方法が改正された。これは日本内地も同様であり、内地では、学科考査が一切排除されたのである。しかし、朝鮮においては、皇民化推進のために国語の筆記試験を残し、口頭試問で「言語」を重視するなど独特の入試方法が採られた。これに関する塩原学務局長の談話は次のとおりである。

改正入学者選抜法に於きましては身体検査の実施を一層嚴重周到ならしめまして、真に国家の要望に副ふべき強健なる身体と旺盛なる精神力を具へたるものを選抜入学せしめるを主眼と致しました。……（中略）…… 口頭試問は従来知的教材の試問に偏するの嫌ひがありましたのを改めて言語、常識、志操、性行の四種に互つて懇切なる試問を行ふこと、し専ら皇国臣民教育の趣旨の徹底を期することに致しました。

筆答試問は極度にこれを軽減致しまして、国語の読み方、綴り方及聴き取に止めました。筆答試問に特に国語一科目を選定しましたのは国語の尊重愛護と醇化普及は国民教育上特に緊切なる意義を有するが為めでありまして、一に皇国臣民教育の重要な使命に応へ真に皇国文化の確立発展に寄与し内鮮一体の強化徹底に貢献せんとする趣意に外なりませぬ。且つ国語科の成績によつて児童の学力を推定するに足るとの確信を有するが為めであります⁽⁴¹⁾。

また、中等学校と同時に専門学校等の入試改革も行なわれ、専門学校および京城帝国大学予科の入学試験科目から英語が除かれた。塩原が「英語を抹殺した」という岡崎茂樹は、その経緯を次のように記している。

それから面白いのは昭和十五年であつたか、朝鮮に在る大学予科、専門学校の入学試験科目中から英語を抹殺したことだ。これは朝鮮だけでなく日本中の識者を相手にするやうな大英断で、当時では随分わいわいと反対する者が多かつた。英語の先生など学科としての英語が廃せられるかの如く早合点して、首筋に寒気を催して騒いだものだが、しかし塩原は一般世人が考へてゐるやうな吝な考へでこれを断行したものではない。専ら試験準備的な勉強により語学の学習が本来の使命から逸脱するのを之によつて避け、又英語による学生の精力の過度の消耗、延いては国民体力がこれによつて削りと

られることを憂へたのである⁽⁴²⁾。

話は前後するが、1937（昭和12）年9月に「愛国日」が設定されて以来、朝鮮の各学校に神社参拝が強要されるようになったが、これに応じない一部のキリスト教系私学に対して塩原は、断乎として閉鎖の命令を下した。また、1939（昭和14）年2月には明倫学院を明倫専門学院に、1940（昭和15）年6月には中央仏教専門学校を恵化専門学校に改編し、儒学・仏教の専門教育機関をも皇民化の教育体制に包摂した。このように塩原は、私立学校の皇民化にも積極的な姿勢を示したのである。1940（昭和15）年8月、『鮮満の興亜教育』の著者伊藤猷典に語った内容は次のとおりである。

3 基督教立学校にて神社参拝を肯ぜぬものあり、プレスビテリアン派立のもの七・八校に対し設立の認可を取消す。昨今は教会にても神社参拝す。

4 儒林なる儒教の団体ありて従来支那を尊ぶ。之を日本化する為に明倫学院（正確には明倫専門学院——稲葉註）を設け尹徳栄氏を総帥とし日本化を計る。

5 朝鮮仏教の僧侶は精神が日本的でなきのみならず、性質も亦日本的ならざるものあり。仍て之を建直す為に恵化専門学校を設立し、文学博士高橋亨氏を校長とし日本化に力む⁽⁴³⁾。

本節の最後に、塩原の義務教育構想についてみておきたい。義務教育の前提としての第2次朝鮮人初等教育機関普及拡充計画は、前述したように富永文一学務局長時代に策定された。当初は1937（昭和12）年度から1946（昭和21）年度までの10ヶ年計画であったが、これを1942（昭和17）年度までの6ヶ年計画に短縮したのが、富永の後任の塩原である。塩原は、1939（昭和14）年6月当時、義務教育の見通しを次のように語っている。

今日教育令を改正して内鮮全く一体の法規の下に教育をやることになり、学校もどんどん殖やしてをります。今日までは平均三割五分位の就学歩合しかないのでありますが、然らばどれだけの希望者があるかと言へば、六割位の希望者があるのでありまして、あとの二割五分ははいりたくてもはいれないといふのが何と言つても今日の実情であることは疑ひない。それではこれをどうして呉れるかといへば、我々はそれをみんな入れる積りで一生懸命に学校の拡充を図つてゐるのだと、お答出来るのであります。

然らば何時までに其の希望者が全部はいれるやうになるかと言へば、只今のところでは昭和十七年頃には大抵希望者全部入学といふ辺へ持つて行きたいと考へてゐる。

それぢや義務教育の前提たる全部の人が学校にはいれるのは何時頃かといふと、これはあまり向ふの話になつて変かも知れませんが、この調子で進んで行けば昭和二十四、五年頃には大抵さうなるといふことを私は商売柄言ひ得るのであります⁽⁴⁴⁾。

このように、財政や教員養成など諸般の事情を勘案して義務教育の事実上の実施を1949～50（昭和

24～25) 年ごろと見込んでいたが、皇国臣民化を促進するためなるべく早く実施するという意思はあり、1940(昭和15)年8月、学務局内に義務教育制度審議委員会を設置している。同委員会が1946(昭和21)年度からの義務教育実施を決定したのは、塩原が朝鮮を離れた後の1942(昭和17)年12月のことであった。

4. 国民精神総動員運動

1937(昭和12)年10月、日本内地で国民精神総動員中央連盟が結成され、翌1938(昭和13)年の7月、日中戦争開始1周年を期して国民精神総動員朝鮮連盟が発足した。朝鮮連盟の発足を直接に促したのは、朝鮮総督南次郎であった。『施政三十年史』には、「総督より時局認識並びに精神総動員に関する重大決意に就き訓示又は懇談し、疆内官民一致して、此の難局に対処するやう慫慂する所あり」⁽⁴⁵⁾とあり、これを裏付けるように、当初同連盟の名誉総裁に就任した政務総監大野緑一郎も、後日、「南さんがしきりに言うのでね」⁽⁴⁶⁾と語っている。

南総督の命を受けて国民精神総動員朝鮮連盟に関する実務を担当したのが朝鮮総督府学務局であり、その総指揮に当たったのが学務局長塩原時三郎であった。塩原の伝記によれば、「この聯盟の根本の起案者及推進者として活動したのが塩原であつて、彼の組織と訓練の才能はこゝに全面的に遺憾なく発揮せられ」⁽⁴⁷⁾たという。機構上のトップは総裁であり、名誉総裁大野に代わって1938(昭和13)年12月、かつて朝鮮軍司令官であった川島義之が専任総裁に推戴されたが、大野は川島を、「なんにもならなかったな。南さん個人の友情もあったろうけれども、なにしろ軍人で陸軍大将までやった人だけでもね、体も弱っておったのだ」⁽⁴⁸⁾と評している。実質的な中心は、同連盟理事長としての塩原だったのである。

1940(昭和15)年10月、大政翼賛会が発足した。朝鮮でもこれに呼応して「国民精神総動員朝鮮連盟」を「国民総力運動朝鮮連盟」とし、川島大将辞任後の総裁を南総督が兼ねて組織を強化した。しかし、「どの段階に於ても塩原は常に聯盟の最も重要な企画者であつて、実質的には聯盟は塩原を中軸として回転してゐた」⁽⁴⁹⁾といわれている。

さて、国民精神総動員の实態はいかなるものであったろうか。これについて塩原自身は、「志願兵制度の確立、青年訓練所、青年団、社会教育等による。而して此等を総括するものとして国民精神総動員聯盟なるものあり。之れによりて日本化の教育をなす」⁽⁵⁰⁾と述べている。このほか宮城遥拝・神社参拝の励行、「皇国臣民ノ誓詞」の斉誦、国旗の尊重と掲揚の励行、非常時国民生活基準様式の実行などが国民精神総動員朝鮮連盟の實踐要目としてあり、さらには「愛国日」の諸行事やいわゆる「創氏改名」も国民精神総動員運動の一環を成した。要するにこの運動は、当時の皇民化運動のすべてを巻き込んだものであり、その実践の場は、学校と社会とを問わなかった。

学校と社会を繋ぐ具体的手立てとして塩原学務局長は、1940(昭和15)年3月、「学校教職員ヲシテ国民精神総動員運動ヲ推進セシムルノ件」を各道知事に通達した。その要点は次のとおりである。

一. 目 的

学校教職員ヲシテ直接且積極的ニ本運動ニ参加セシメ其ノ指導ニ依リ本運動ノ精神ヲ生徒児童ノ日常生活ニ具現徹底セシムルト共ニ更ニカヲ学校所在地ニ於ケル地方聯盟ノ組織網強化ニ傾倒シテ其ノ活動ノ全野ヲ推進拡充セシメ以テ全半島ニ於ケル本運動ノ徹底ヲ期スルニ在リ

二. 施 設

(イ) 各中初等学校ヲシテ各種聯盟タル「国民精神総動員〇〇学校聯盟」ヲ結成セシムルコト

(ロ) 各学校職員ヲシテ当該学校所在地ニ於ケル地方聯盟ヲ指導セシムルコト

三. 第二項施設(イ)ニ対スル指導要領

1. (略)

2. 学校聯盟ニ於テハ一学級ヲ以テ一愛国班ヲ組織シ級長又ハ之ニ該当スルモノヲ以テ班長ニ充ツルコト

3. 学校長以下各教職員ハ学校聯盟ノ役職員トシテ学校ノ訓育方針ト密接ナル關聯ヲ保チ各々分担ヲ定メテ各愛国班ノ指導ヲ行フコト

(以下略)

四. 第二項施設(ロ)ニ対スル指導要領

1. 公立小学校職員ヲ「学校教職員ニヨル本運動推進」ノ基幹トシテ校長以下各職員其ノ責ニ任ジ所在地ノ中等学校職員ヲシテ隨時適切ニ協力セシムルコト

2. 公立小学校職員ハ關係府邑面聯盟統制ノ下ニ所在ノ町、洞里、部落聯盟及愛国班ノ指導ニ任ジ其ノ向上發展ヲ図ルノ責任ヲ負担スルコト (以下略)⁽⁵¹⁾

次に、愛国日・青年指導・創氏改名について少々敷衍しておきたい。朝鮮における愛国日は、1937(昭和12)年9月6日に初めて設定された。塩原は、同年8月21日、「学校に於ける時局対策に就て」と題する学務局長談話の中で次のように述べている。

二. 来る九月六日を愛国日と定め左の行事を全鮮各学校に於て実施し、国民精神の強化を図ると共に皇軍の武運長久を祈願す。

行 事

1. 国旗掲揚

2. 国歌奉唱

3. 国民精神作興に関する詔書奉読

4. 時局に関する講話

5. 東方遥拝(皇軍の武運長久祈願)

神社神祠の奉祀されある土地に於ては右の式後参拝を為すこと⁽⁵²⁾。

愛国日は、1937(昭和12)年12月から毎月1日となり、その後、学校のみならず一般民衆にも適用された(社会人の場合は1日または15日)。1939(昭和14)年9月、内地で「興亜奉公日」が設定

されたのに伴い朝鮮でも愛国日が興亜奉公日と改称され、毎月1日に固定されたが、太平洋戦争勃発後の1942（昭和17）年1月、興亜奉公日は、毎月8日の「大詔奉戴日」にとって代わられた。

『時代を作る男 塩原時三郎』の「青年の錬成」の項には次のような記述がある。すなわち、著者岡崎茂樹によれば、学校教育の改革（朝鮮教育令の改正）に続いて青年の指導（朝鮮連合青年団の結成や中堅青年修練所の創立）を主導したのも塩原だったというのである。

次に学校外の青年の指導に力を入れた。これ迄の青年団は各地方毎に分立して全鮮的の統制はなかつたのであるが、其の指導を徹底させその力を集結する為には、之を全体としての組織とする必要があるといふので、昭和十四年の秋朝鮮聯合青年団を結成してその大同団結を見たのである。組織と指導者養成に力を注ぐ彼は、次に中堅青年修練所といふ錬成道場を建て、一年五期で五百名の青年男女を之に入れて鍛錬し、出でて青年指導の精鋭たらしめた⁽⁵³⁾。

創氏改名の淵源は、1937（昭和12）年4月17日の「司法改正調査会」訓令公布に発する。これによって、創氏改名を主眼とする朝鮮民事令の改正作業がスタートしたのである。前述したように、南総督と大谷拓相が会談、「内鮮学校名統一」を発表したのが同年7月1日、朝鮮軍が陸軍省に「朝鮮人志願兵制度ニ関スル意見」を提出したのが同2日のことであつた。すなわち、皇民化政策の3本柱ともいべき志願兵制度と第3次朝鮮教育令と創氏改名は、ほぼ同時進行で立案されたのである。

創氏改名をめぐることは、実は総督府内部にも異論があつた。政務総監大野緑一郎は、「これはほくもそうひどく賛成しなかったのだけれども……」⁽⁵⁴⁾と述懐しており、八木信雄は、「僕の警察畑の大先輩であり、当時の警務局長であつた三橋孝一郎氏（後、南西方面民政府総監、故人）などは、民心に及ぼす悪影響の重大さを憂慮して極力反対したんだそうだが、提案者と見られている某局長が前から総督の信任が特に厚い人物であつたせい、三橋局長の反対意見は結局用いられずに終つてしまつた」⁽⁵⁵⁾と述べている。

八木の発言にある「提案者と見られている某局長」は、他ならぬ学務局長塩原時三郎である。一方、今日の韓国では、「この前代未聞の奇抜な案を考えだした人は、かつて「皇国臣民ノ誓詞」を考案した総督府学務局長塩原時三郎であつた」⁽⁵⁶⁾とされている。このように、創氏改名を発案し南総督に進言したのが塩原であつたことは、ほぼ公認の事実である。

創氏改名の主管は法務局であつたが、1940（昭和15）年2月創氏改名の「届出」が開始されるや、その成果を挙げるべく塩原は積極的に動いた。次は、塩原が、東亜日報社と普成専門学校（現・高麗大学）の創立者である金性洙（号・仁村）に創氏改名を促した状況である。

創氏改名申告の締め切りが近づいた六月下旬のある日、学務局長塩原が直接、仁村を総督府の自室に呼んだ。

「金さんは、なぜわれわれに協力しないのですか。」

「何の話ですか。」

「一例が創氏改名問題です。総督閣下は、誰よりも早くしなければならない立場にある金さんがどうしてまだしないのかと気にしていらっしゃいます。どう説明すればいいですか。」

仁村は、巻き込まれないように平凡な答弁で応じた。

「私が創氏改名をしないのは、特別の理由はなく、わが家の老人が許してくれないからです。」
わが家の老人とは、生家の父親を指していた。

「五十をとっくに過ぎた方が、それを理由にされるとは……」

「五十を過ぎても、父母の前に出れば乳飲み子と同じです。」

「どうしても創氏改名はできないというのですね。」

「父親が反対することは、子としてできません。」

「まだ期日がありますから、家に帰ってよく考えてみるのが賢明です。金さん自身のみならず、お子さんたちの将来のためにもです。」⁽⁵⁷⁾

塩原は、1939（昭和14）年6月、「国民精神総動員運動について」と題する講演の中で、「元来日本の軍隊は何故強いと言へば、これは武器が特にいゝわけでも体が非常に大きいわけでも何でも無い。強い原因はたゞ一つある。それは何かと言へば組織が——組織分子が純一で無雑であるといふことである。全部皇国臣民である。全部が陛下の赤子である。……（中略）……これが強い原因である」とすればこれを妨げるやうなことは、例へばどいふ（たとへどいふ、の誤りか——稲葉註）ことがあつても日本軍隊がやるわけはないのであります」⁽⁵⁸⁾と語っている。この考えを突きつめていけば、天皇の軍隊の中に金某・李某が混じるのは許しがたいということになり、そこから氏名まで日本人風にする創氏改名が発想されたのであろう。そして、創氏改名は、1940（昭和15）年2月以降国民精神総動員運動の一環に組み込まれたのである。ちなみに岡崎茂樹は、創氏改名と塩原の関係を、「これは塩原が直接やつたのでないから彼の先見の功に帰することは出来ないが、しかし……彼の国民精神総動員運動の成果が、その下地をなしてゐるであらうことは想像出来る」⁽⁵⁹⁾と評している。

5. 教学研修所

前述したように、1937（昭和12）年8月に作成された学務局のマル秘文書「国民教育ニ対スル方策」の第二項（ハ）に「教員ノ再教育ニ関シテ特別ノ考慮ヲ払フ」という文言があった（註31参照）。また、同じころ塩原は、学務局長心得・朝鮮教育会副会長として朝鮮教育会主催夏期大学の開会式で次のような演説を行なっている。

教育者の性質には大体三つあると思ひます。これは私独自の見方でありまして、今迄諸君の見られた点とは違ふかも知れませんが、第一は只今申上げましたやうに、斯道の行者であるといふ強い精神を以て、自分の教へ子を焼き尽すばかりに道を説き、この道に殉ずるといふ熱の人であります。信念の人であります。これを第一種の教育者と認めてをるのであります。

その次には統計を最もよく出し報告を最も綺麗に出し、さうして出席簿を最もよく書き、或は学校

の掃除をよくするといふ、これはよいことでありまして、決して悪いとは申しませんが、教育の形や事務ばかりに全力を注いで、案外その中に熱が燃えてゐない人でありまして、これは寧ろ教育者といふより教育事務者であります。これを第二種の教育者と我々は分類するのであります。

その次は燃ゆる所の熱度も温度も低く、さればと言つて事務も徹底せず、何のことやら分らないことをやつて月給を貰つてをる。これを第三の部類に我々は分類するのであります。……（中略）……従つて極めて端的に申せば、我々の諸君に要望する所のものは、先程申上げました世界の現状に照らし、我々の将来の理想は最も精鋭なる日本国民を、半島二千数百万国民の上に造成するといふことにあるのでありますから、この道に精進しこの道に殉ずるの心持を諸君に希望し、第一種に属する教育家の一人でも多からんことを切望するのであつて、我々も亦この道を以て自分の最後に報ずる道と考へてをるのであります⁽⁹⁰⁾。

教学研修所は、塩原のこのような教育者観を具現するものとして設立された。朝鮮総督府教学研修所規程が公布されたのが1939（昭和14）年4月20日、塩原所長を迎えて開所式が挙行されたのが同年5月12日であつた。朝鮮総督府教学研修所規程の要点は次のとおりである。

第一条 朝鮮総督府教学研修所ハ学校教員ニ対シ国体ノ本義ニ基ク皇国臣民教育ノ真髓ヲ会得セシメ
師道ノ振興及教学ノ刷新ヲ図ルヲ以テ目的トス

第三条 所長ハ朝鮮総督府学務局長ヲ以テ之ニ充ツ

第五条 本所ニ於ケル研修科目ハ国民科師道科及修鍊科トス

第六条 国民科ハ教育ニ関スル勅語ノ旨趣ニ基キ国体ノ本義ヲ闡明シ皇国ノ道ニ徹セシムルト共ニ東
亜及世界ニ於ケル皇国ノ使命ヲ体得セシメ国民的信念ヲ鞏固ナラシムルヲ以テ要旨トス

国民科ハ国体、日本精神、国民道德、国史、国際情勢、国防等特ニ国体觀念ヲ明徴ナラシムルニ必
要ナル事項ニ付研修セシムベシ

第七条 師道科ハ皇国臣民教育者トシテノ教養ヲ深カラシメ時代ノ先覺タルノ修養ヲ積ミ教育ヲ以テ
皇謨ヲ翼賛スルノ信念ヲ養フヲ以テ要旨トス

師道科ハ教育精神、教育及教授法、教育思潮、日本教育史等師道ノ振興ニ必要ナル事項ニ付研修セ
シムベシ

第八条 修鍊科ハ実践ヲ通ジテ皇国臣民教育者タル心身ノ鍊成ニカムルヲ以テ要旨トス

修鍊科ハ武道、体操、教練、行事、作業等日本精神及教育精神ノ昂揚ニ必要ナル事項ノ実践ニカメ
シムベシ

第十一条 本所ニ入所セシムベキ者ハ学校教員ニシテ道知事又ハ官立学校長ヨリ推薦シタル者ノ中ヨ
リ^(ママ)詮衡ノ上所長之ヲ決定ス

所長ハ前項ノ規定ニ依ル者ノ外教育事務ニ従事スル職員其ノ他適当ト認ムル者ヲ研修員トシテ入所
セシムルコトヲ得

第十三条 研修員ハ之ヲ所内ニ宿泊セシム但シ特別ノ事由アル場合ニ於テハ所長ハ願ニ依リ所外ノ宿

泊ヲ許可スルコトヲ得

第十五条 研修員ハ自己ノ便宜ニ依リ退所スルコトヲ得ズ⁽⁶¹⁾

この規程には定められていないが、定員は50名、研修期間は1ヶ月であった。日課は5時半の起床に始まり、朝食前に禊・内外清掃・体錬運動・朝拝（遥拝・誓詞斉唱・祝詞奏上）が行なわれた。講義（国民科および師道科）は午前中4時間、午後2時間で、「然も大体休息なしの二時間連続講義であり、座蒲団なしの正座聴聞」⁽⁶²⁾であった。続いて修錬科の授業や演習（素読・座談会等）・夜拝（遥拝・祝詞奏上等）が行なわれ、消灯は午後9時半であった。

教学研修所の開所から半年後、塩原は、「すでに同所を修了したる各道の小学校長は三百余名に達し、これ等の人々は半島教育の師徒として、半島教学刷新振興の一大推進力となつて全鮮各地に活躍しつゝある」⁽⁶³⁾とその成果を誇っている。

この塩原発言にあるように、教学研修所の入所者は、当初小学校長のみであったが、やがて中等学校教員にも拡大されたようである。1940（昭和15）年3月8日、南総督が教学研修所における訓示の中で、「今後の本府の方針としては暫く初等学校長の召集を止めて中等学校の職員を召集しやうと考えてゐる」⁽⁶⁴⁾と述べている。

お わ り に

1937（昭和12）年7月3日の学務局長心得拝命以来3年8ヶ月、塩原は朝鮮総督府を辞して内地に帰り、1941（昭和16）年3月26日付で厚生省職業局長となった。学務局長辞任をめぐっては、『時代を作る男 塩原時三郎』に次のような記述がある。

この辺で塩原の南輔佐の任務も十分にその知遇にこたへ期待に副つて一段落をつげた。後はその軌道の上をどんどん推し進めて行きさへすればよい。そこで塩原は右の輝かしい結実を見るより先に、昭和十六年春厚生省職業局長に転じて行つた。それ迄も彼には内地の各方面から招請があつたが、南統治の目鼻のつくまでは動かなかつたのである⁽⁶⁵⁾。

また、南次郎の伝記には、塩原の「将来を計って……中央に出した」⁽⁶⁶⁾とあるだけである。これらの史料からすると、どうやら「内地の各方面から招請があつた」ことが塩原内地帰還の理由のようであるが、詳細は不明である。いずれにせよ1941（昭和16）年3月は、まだ太平洋戦争の勃発以前、日中戦争の戦局も深刻化する前であり、塩原は恐らく、朝鮮での業績を誇りつつ意気揚揚と東京に引き揚げたであろう。

一方、南総督と大野政務総監は1942（昭和17）年5月29日に辞任し、南は枢密顧問官、大野は勅選議員となった。朝鮮における徴兵制の1944（昭和19）年度からの施行が閣議決定されたのは、この直前、5月8日のことであった。前述したように徴兵制の実施は、南総督の最大の統治目標であり、「換

言すれば一切の政策はこゝに到達するまでの準備であつた」⁽⁶⁷⁾とすることができる。したがって、1944（昭和19）年度からの徴兵制施行決定を見届けて朝鮮総督を辞任した南は、まさに「わが事成れり」の思いであつたろう。

その後南と塩原の間にどのような交渉があつたか詳らかでないが、関係が続いていたことは事実である。1945（昭和20）年12月13日、戦犯として巣鴨拘置所に出頭する南を塩原は門前まで送っており、南の死後、1956（昭和31）年8月に南次郎伝記刊行会が発起された際には、塩原は編纂委員の一角に名を連ねている。

[註]

- (1) 宋建鎬著・朴燦鎬訳 『日帝支配下の韓国現代史』 風濤社 1984年 p.305
- (2) 御手洗辰雄 『南総督の朝鮮統治』 京城日報社 1942年 緒言
- (3) 友邦シリーズ 第15号 『朝鮮総督府官制とその行政機構』 友邦協会 1969年 pp.16-17
- (4) 岡崎茂樹 『時代を作る男 塩原時三郎』 大沢築地書店 1942年 pp.134-135
- (5) 御手洗辰雄編 『南次郎』 南次郎伝記刊行会 1957年 pp.429-430
- (6) 報知新聞社政治部編 『大陸の顔』 東海出版社 1938年 p.61
- (7) 岡崎茂樹 前掲書 p.145
- (8) 『文教の朝鮮』 1937年8月 p.2
- (9) 岡崎茂樹 前掲書 pp.56-58
- (10) 同 上 p.150
- (11) 御手洗辰雄編 前掲書 p.435
- (12) 宮田節子「皇民化政策の構造」(『朝鮮史研究会論文集』 第29集 朝鮮史研究会 1991年10月) p.43
- (13) 『文教の朝鮮』 1937年12月 pp.29-30
- (14) 同 上 1938年7月 p.9
- (15) 八木信雄 『日本と韓国』 日韓文化協会 1978年 p.226
- (16) 『文教の朝鮮』 1937年12月 pp.31-32
- (17) 同 上 1938年7月 p.14
- (18) 伊藤猷典 『鮮満の興亜教育』 目黒書店 1942年 p.3
- (19) 岡崎茂樹 前掲書 p.158
- (20) 同 上 p.163
- (21) 中濃教篤 『天皇制国家と植民地伝道』 国書刊行会 1976年 pp.260-261
- (22) 宮田節子 前掲論文 p.48
- (23) 御手洗辰雄編 前掲書 p.549
- (24) 『文教の朝鮮』 1938年3月 pp.56-57

- (25) 同 上 p.58
- (26) 『施政三十年史』 朝鮮総督府 1940年 p.790
- (27) 岡崎茂樹 前掲書 pp.181－182
- (28) 『文教の朝鮮』 1939年 8 月 pp. 9－10
- (29) 宮田節子 前掲論文 p.48
- (30) 『文教の朝鮮』 1938年 4 月 p.140
- (31) 宮田節子 『朝鮮民衆と「皇民化」政策』 未来社 1985年 pp.84－85
- (32) 『文教の朝鮮』 1937年11月 p.116
- (33) 同 上 1937年12月 p.28
- (34) 同 上 1938年 4 月 p.145
- (35) 岡崎茂樹 前掲書 pp.160－161
- (36) 八木信雄 前掲書 p.136
- (37) 『文教の朝鮮』 1938年 7 月 p.14
- (38) 吉田熊次 『教育目的論』 目黒書店 1938年 p.244
- (39) 『文教の朝鮮』 1938年 7 月 p.2
- (40) 同 上 1940年 1 月 p.16
- (41) 同 上 1939年11月 pp.2－3
- (42) 岡崎茂樹 前掲書 pp.165－166
- (43) 伊藤猷典 前掲書 p.4
- (44) 『文教の朝鮮』 1939年 8 月 pp.6－7
- (45) 『施政三十年史』 p.827
- (46) 「大野緑一郎氏談話速記録」(『内政史研究資料』 第61・62・63集 内政史研究会 1968年)
p.220
- (47) 岡崎茂樹 前掲書 p.198
- (48) (46)に同じ
- (49) 岡崎茂樹 前掲書 pp.199－200
- (50) (43)に同じ
- (51) 『文教の朝鮮』 1940年 4 月 p.14
- (52) 同 上 1937年 9 月 p.14
- (53) 岡崎茂樹 前掲書 pp.193－194
- (54) 「大野緑一郎氏談話速記録」 p.201
- (55) 八木信雄 前掲書 p.131
- (56) 『仁村金性洙伝』 ソウル・仁村記念会 1976年 p.408 (原文韓国語)
- (57) 同 上 pp.409－410
- (58) 『文教の朝鮮』 1939年 8 月 p.9

- (59) 岡崎茂樹 前掲書 p.191
- (60) 『文教の朝鮮』 1937年10月 pp.23-24
- (61) 同 上 1939年6月 pp.66-67
- (62) 同 上 同 上 p.61
- (63) 同 上 1940年1月 p.16
- (64) 同 上 1940年5月 p.4
- (65) 岡崎茂樹 前掲書 p.16
- (66) 御手洗辰雄編 前掲書 p.476
- (67) (2) に同じ

{附録} 塩原時三郎略歴

- 1896 (明治29) 年 2 月18日 和田開蔵・さわの長男として長野県更級郡八幡村 (現・更埴市) に生まれる
- 1912 (明治45) 年 1 月13日 塩原谷五郎の養子となる
- 1917 (大正6) 年 第八高等学校独法科を卒業
- 1917 (大正6) 年 7 月 東京帝国大学法科大学独法科に入学
- 1920 (大正9) 年 同上卒業 逓信省入省
- 1921 (大正10) 年 高等文官試験合格
- 1923 (大正12) 年 貯金局内国為替課長となる
- 1924 (大正13) 年 静岡郵便局長となる
- 1928 (昭和3) 年 台湾総督府に赴任, 逓信部庶務課長・電気課長を歴任
- 1929 (昭和4) 年 清水市長に当選
- 1932 (昭和7) 年 2 月 関東庁内務局地方課長となる
- 1932 (昭和7) 年 8 月 関東庁長官官房秘書課長となる
- 1935 (昭和10) 年 3 月 満州国国务院総務庁人事処長となる
- 1936 (昭和11) 年 8 月18日 朝鮮総督秘書官となる
- 1937 (昭和12) 年 7 月3日 朝鮮総督府学務局長心得となる
- 1937 (昭和12) 年12月1日 学務局長を正式拝命
- 1941 (昭和16) 年 3 月26日 厚生省職業局長となる
- 1942 (昭和17) 年 6 月 逓信省電気庁長官となる
- 1943 (昭和18) 年 軍需省電力局長となる
- 1944 (昭和19) 年 4 月11日 通信院総裁に就任
- 1945 (昭和20) 年 5 月19日 通信院が逓信院となったのに伴い通信院総裁と官名改称
- 1945 (昭和20) 年 8 月30日 逓信院総裁を辞任, 弁護士開業

塩原時三郎研究

1951（昭和26）年	（株）太陽火災海上会長に就任
1953（昭和28）年4月	静岡県一区より衆議院議員に当選（～1955＜昭和30＞年）
1959（昭和34）年	（株）日本産業開発社長となる
1962（昭和37）年	（株）昭和重工業社長となる
1963（昭和38）年10月27日	交通事故にて他界 享年67

A study of Shiobara Tokisaburô
— A promoter of *kôminka* education in Colonial Korea —

Tsugio Inaba

Minami Jirô, whose term of office (7th; 1936-42) was only the third longest among the eight Governor-Generals of Korea, next to Saitô Makoto's (3rd; 1919-27, 5th; 1929-31) and Terauchi Masatake's (1st; 1910-16), is nevertheless evaluated as "the most unforgettably atrocious Governor-General in the history of Japanese colonial rule of Korea." Minami, who was in office during the time of Sino-Japanese War (1937-1945) and the World War II (1939-1945), gained notoriety for a series of hard-line policies aimed at *kôminka*, or making Imperial Japanese subjects of the Korean race, such as the enforced worship at Shintô shrines, the exaction of the Pledge of Imperial Subjects, the promulgation of the Name Order (so-called *sôshi kaimei*; K. *ch'angssi kaemyông*), the educational reforms under a new Rescript on Education, and the mass recruitment of young Koreans.

It goes without saying that Minami's subordinates played indispensable roles, assisting him and sometimes even taking initiative, in enforcing these policies. This study focuses on Shiobara Tokisaburô, Chief of the Education Bureau, because it is quite effective to trace his words and deeds for clarifying the facts about Minami's policies, especially in education.

Although Miyata Setsuko has painstakingly dealt with the general view of *kôminka* policies and the structural relations among them in her numerous works, her approach is not of educational history. It is the goal of this article to further investigate the educational issues of colonial Korea that has been discussed by Miyata and others.